

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す福島県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金貸付を行います。

福島県社会福祉協議会が申請書類を審査し、貸付を決定します。

1 貸付対象者

福島県内に住民登録をしている方で、次の要件を満たす方。

(1) 入学準備金

平成30年4月以降に養成機関に入学し、新規に高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。

(2) 就職準備金

平成28年度に高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の課程を修了し資格を取得した方。

2 貸付金額

(1) 入学準備金 500,000円以内

(2) 就職準備金 200,000円以内

3 貸付利子

保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後は年1%。(ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は年5%)

4 返還免除要件（次の要件で貸付金額が全額返還免除となります）

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、かつ、県内で、取得した資格が必要な業務に5年間継続勤務した場合。

5 申請書類の入手方法

申請書類は、下記ホームページよりダウンロードするほか、下記問い合わせ先へ御連絡ください。

6 申請方法

入学準備金の申請書類は、市に居住する方は当該市の高等職業訓練促進給付金担当課へ、町村に居住する方は福島県児童家庭課へ提出してください。

また、就職準備金の申請書類は、直接、福島県社会福祉協議会に提出してください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課（ひとり親貸付担当）

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

電話:024-573-8200 FAX:024-573-8201

〈E-mailアドレス〉 jidou@fukushimakensyakyo.or.jp

〈HPアドレス〉 <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>